

定期監査等結果に係る措置状況報告書

(令和7年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第9号

令和7年3月13日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

定期監査等結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

福 祉 部	1
教 育 委 員 会 事 務 局 室 施 設 整 備 室	6
教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 部	9
教 育 委 員 会 事 務 局 社 会 教 育 部	18

定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 7 年 2 月 7 日

3. 監査結果に関する報告

令和 5 年 3 月 27 日監報第 9 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

福祉部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

地域福祉課

公有財産の貸付事務について

当課では、所管する土地を駐車場として整備、運営させるため業者に貸し付けている。

ところで、当該貸付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 特記仕様書において、業者は、駐車場の設備等の保守点検及び場内の清掃等に関する維持管理を定期的に行うと規定しているが、履行確認を行っていないもの。
- (2) 特記仕様書に基づき、業者から届け出された緊急連絡体制が見当たらず、不明となっているもの。

措置内容

措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、令和5年度より業者に半期ごとに、実績報告書の提出を求め、履行確認を行っております。
- (2) ご指摘を踏まえ、業者より緊急連絡体制の届け出を受け、令和4年11月より適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

高齢介護課

契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないもの。
- (2) 契約書に規定している委託事業仕様書と個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「個人情報等の取扱いに関する特記事項」という。）を、起案書に添付せずに回議しているもの。
- (3) 契約書及び個人情報等の取扱いに関する特記事項において、委託業務の再委託は市の承諾を得た場合に限り行うことができるとされ、受託先から再委託申請書が提出されているが、当該申請書には、行政管理部が示す様式（ひな形）にある再委託先の所在地、再委託の範囲及び再委託料の額や、個人情報等の取扱いに関する特記事項で規定している再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法が記載されていないもの。
- (4) 再委託申請書に再委託先の名称が誤って記載されているもの。
- (5) 契約書で委託業務の成果に関する報告書を提出したときは、委託料の支払を請求することができる」と規定しているが、提出前に請求されているもの。

措置内容

措置済

（１）指摘事項につきましては、令和５年３月からの契約より、見積り内訳の詳細資料の提出を求め、適正な事務処理を行っております。

（２）指摘事項につきましては、令和５年３月からの契約より、起案時において仕様書等必要書類を起案書へ添付し、適正な事務処理を行っております。

（３）指摘事項につきましては、令和５年１０月に業者より再委託承認願の再提出があり、令和５年１１月に承認を行い、適正な事務処理を行っております。

（４）指摘事項につきましては、令和４年１１月に正確な内容で再委託申請書の再提出を受け、適正な事務処理を行っております。

（５）指摘事項につきましては、報告書を提出後に請求を行う旨契約相手先と双方で確認し、令和４年１１月より適正な事務処理を行っております。

<検討又は改善を要する事項>

介護保険料課

介護保険料の未収金及び不納欠損について

介護保険料の滞納繰越分は、令和 3 年度決算で、調定額 324,003,512 円に対し、収納済額 55,921,928 円、収納率 17.26%で、前年度と比較して、収納済額で 5,885,881 円、収納率で 2.78 ポイント増加する一方、268,081,584 円の未収金が発生し、このうち 136,838,459 円を不納欠損処分している。また、令和 4 年 9 月 30 日現在では、調定額 251,189,759 円に対し、収納済額 29,238,390 円、収納率 11.64%で、未収金額は 221,951,369 円となっている。

滞納繰越分の収納率は前回の監査指摘時より毎年度向上するとともに、滞納処分を開始したところであるが、介護保険料の未納は、給付制限等、未納者本人の不利益につながるものであり、公平性の観点からも、更なる未収金の早期回収に努められたい。

措置内容

改善中

介護保険料の滞納繰越分は令和 5 年度決算において、調定額 224,438,085 円に対し、収入額は 38,173,237 円、収納率は 16.99%となっております。また、未収金は 211,216,771 円となっており、このうち不納欠損額は 78,384,033 円でした。

指摘事項につきましては、これまでも債権管理の適正化を重要な課題と認識しております。

現年分の介護保険料を徴収することで滞納繰越分を防ぐことを目的とした口座振替の奨励、市政だより等による納付勧奨、納付が困難な被保険者については減免制度の案内、未納者に対しては督促状・催告書の送付、電話督促および滞納処分を行い、収入未済額と不納欠損額の減額に取り組んできたところであります。

ご指摘の点も踏まえ、今後も未収金の早期回収に努めてまいります。

定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 古 川 聖 登

2. 通知を受けた日

令和 7 年 2 月 6 日

3. 監査結果に関する報告

令和 5 年 3 月 27 日監報第 12 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局 施設整備室所管事務

<検討又は改善を要する事項>

施設整備室

1 市立小中学校施設管理業務委託契約について

当室では、市立小中学校施設管理業務について、業者と長期継続契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当初の契約締結時に提出された暴力団排除条例に基づく誓約書の原本が見当たらないもの。
- (2) 仕様書において、委託業者は、毎日の機械警備の解除及び起動の時間が記載された機械警備報告書を翌月初めに速やかに提出すると規定しているが、提出されていないもの。

措置内容

措置済

(1) ご指摘の事項を踏まえまして、当該誓約書原本の所在確認を行ってまいりましたが、発見できませんでした。なお、令和5年10月以降の当該業務の契約事務に際しては、書類の所在について担当内で情報を共有し、適正な事務処理を行っております。

(2) ご指摘の事項を踏まえまして、改善に取り組み、令和5年1月分より適正な事務処理を行っております。なお、令和5年10月以降の当該業務の契約事務に際しては、仕様書において機械警備の解除及び起動の時間を市が常時確認できるようにするとともに、市が提出を求めた場合には速やかに提出するものと規定しております。

2 産業廃棄物処理委託契約について

当室では、市立中学校における劇・毒物試薬等廃棄処理について、業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書については、受託者が使用している標準的なひな形に基づいて作成していることから、当該委託契約に必要な種別のマニフェスト以外も規定されているもの。
- (2) 契約書に適正な支払日に関する条項を規定していないもの。
- (3) 業務完了報告書に代わるものとして提出されるマニフェストの保存期間については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において5年と規定されているが、当該委託業務に係る文書の保存期間が3年となっているもの。

措置内容

措置済
(1)(2) ご指摘の事項を踏まえまして、令和5年度以降の当該業務の契約事務に際しては、契約書内容を十分確認し、適正な事務処理を行っております。 (3) ご指摘の事項を踏まえまして、法務文書課と調整を行い、当該業務に係る文書の保存期間を5年に補正いたしました。

定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 古 川 聖 登

2. 通知を受けた日

令和 7 年 2 月 6 日

3. 監査結果に関する報告

令和 5 年 3 月 27 日監報第 13 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局 学校教育部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

学校教育推進室

愛ガード運動推進事業の実施について

当室では、通園通学時の園児・児童・生徒の安全確保に資するため、学校園・地域・家庭の連携の下、地域の子どもは地域で守るための活動として愛ガード運動推進事業を、小学校区で組織する愛ガード運動推進委員会に事業委託している。

ところで、当該事業は平成 17 年度から実施しているが、学校規模や活動実績等が変化している現在では委託料の算定基礎を明確に説明できない状況となっている。

前回の監査でも指摘したとおり、時間の経過とともに学校規模や活動実績等は変化していくものと考えられることから、算定基礎の検証を行い、説明責任を果たされたい。

措置内容

措置済

ご指摘については、時間の経過とともに学校規模や活動実績等は変化していくものであることから、この点を踏まえるとともに、透明性のある基準とするため、今般、当室において、算定方法を次のとおり明確にしました。

委託料の算定基礎を前年度の 5 月 1 日付の在籍児童数とし、児童数に応じて委託料を 3 区分とすることで、令和 7 年度より、適切に運用して参ります。

<検討又は改善を要する事項>

学事課

奨学資金貸与事務について

当課では、就学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学の修学が困難な者に対し、奨学資金貸与条例に基づき奨学資金を貸与している。

ところで、奨学資金貸付金に係る返還金の収入未済額の年度別残高は、令和元年度 49,630,908 円、令和 2 年度 38,392,473 円、令和 3 年度 28,457,073 円となっており、従前からの回収業務の強化に加え、債権回収業務の委託により、減少傾向となっている。

返還金は次の貸付希望者の原資となることから、引き続き未収金の回収に努められたい。

措置内容

改善中

奨学資金返還金の未収金回収については、令和 5 年度末における収入未済額が 20,998,600 円で減少傾向となっています。督促や債権回収会社への委託等未納者への接触機会の増加や、細やかな督促や支払督促をはじめとした法的手続きの積極的な採用により、これまでも一定の成果を挙げてきていますが、引き続き、同様に未収金の回収に努めるとともに、返還金は次世代の奨学生の原資であることを伝えていくなど返還への慫慂を行うことで、新たな未納の発生を予防するなどにも取り組んでまいります。

<検討又は改善を要する事項>

教職員課

1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約締結起案に業務仕様書を添付せずに回議しているもの。
- (2) 暴力団排除条例に基づく誓約書の提出が遅延しているもの。
- (3) 契約保証金の納付が遅延しているもの。
- (4) 契約書に、独占禁止に係る違約金に関する条項が規定されていないもの。
- (5) 主な業務のすべてを再委託しているもの。
- (6) 再委託承認願は提出されているものの、個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「個人情報等の取扱いに関する特記事項」という。）で規定している再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法が記載されておらず、さらに、書面での承認を行っていないもの。
- (7) 個人情報等の取扱いに関する特記事項において、個人情報等の受渡しを行う際は、個人情報等の預かり証を提出しなければならないと規定しているが、提出されていないもの。

措置内容

一部措置済

(1) 一部の契約締結起案につきましては、ご指摘の通り契約締結起案に業務仕様書を添付し、適切に処理を行いましたが、その他の契約締結起案については、ご指摘以降も業務仕様書の添付ができていません。今後の契約につきましては、このようなことがないように適切な事務処理を行ってまいります。

(2) ご指摘を踏まえ、遅延なく誓約書を受領しております。今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。

（３）ご指摘を踏まえ、遅延なく納付書を受領しております。今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。

（４）ご指摘を踏まえ、独占禁止に係る違約金に関する条項を規定いたしました。今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。

（５）ご指摘以降は主な業務のすべてを再委託する契約はございませんが、今後も同種の契約をする場合は主な業務のすべてを再委託することがないように適切な事務処理を行ってまいります。

（６）ご指摘以降は主な業務のすべてを再委託する契約はございませんが、再委託する業務がある場合は再委託先との個人情報等の特記事項について適切な事務処理を行ってまいります。

（７）ご指摘を踏まえ、契約業者に預かり証の提出を求め、受領しております。今後も個人情報の取り扱い等の観点を意識し、適切な事務処理を行ってまいります。

2 検診器具滅菌業務委託契約について

当課では、検診器具滅菌業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 仕様書において、委託業務を実施する施設については、医療関連サービスマークの認定を有する施設であることと規定しているが、その確認を行っていないもの。
- (2) 仕様書において、滅菌業務を実施する施設には責任者を常時配置し、その氏名を届け出ると規定しているが、届出されていないもの。
- (3) 仕様書において、すべての滅菌物に固有のナンバーを付与し、そのナンバーに紐付けされた品質管理記録を業務完了後に提出すると規定しているが、提出されていないもの。
- (4) 仕様書において、器具の点検時に不良品が発生した場合は、受託者の負担で処分し、最終処分の完結を証するマニフェストの写しを提出すると規定しているが、提出されていないもの。

措置内容

一部措置済

- (1) ご指摘を踏まえ、医療関連サービスマークの認定を有する施設であることを、確認しております。今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。
- (2) ご指摘を踏まえ、届出を遅延なく受領し施設の責任者を確認しております。今後につきましても、適切な事務処理を行ってまいります。
- (3) ご指摘頂いた事項につきまして、課内での共有ができておらず、ご指摘以降も品質管理記録の確認ができていません。今後の契約につきましては、このようなことがないように適切な事務処理を行ってまいります。
- (4) ご指摘以降、器具の不良品は発生しておりませんが、同様の事象が生じた場合には、マニフェストを受領し、適切な事務処理を行ってまいります。

<検討又は改善を要する事項>

学校給食課

契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 見積書に内訳などの積算根拠が記載されていないもの。
- (2) 契約書において、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合にはあらかじめ書面による市の承諾を得ると規定しているが、書面による承諾を得ずに再委託されているもの。
- (3) 仕様書において、保守点検計画表を提出すると規定しているが、提出されていないもの。
- (4) 変更契約時の履行保証保険証書の提出が遅延しているもの。

措置内容

一部措置済

- (1) 指摘事項につきましては、令和6年6月からの契約より、見積に内訳などの記載を求め適正な事務処理を行いました。
- (2) 当該契約については、令和4年度6月1日に締結した長期継続契約によるものであります。ご指摘を踏まえ、次回、令和7年6月に予定しております契約につきましては、契約課へ確認し再委託する場合については、あらかじめ書面による承諾を行った上で契約を締結してまいります。
- (3) ご指摘を踏まえ、令和5年2月に保守点検計画表を徴収しました。
- (4) ご指摘を踏まえ、令和5年1月に変更金額分の履行保証保険契約証明書を徴収しました。

<検討又は改善を要する事項>

高等学校課（日新高等学校）

1 授業料の未収金について

高等学校授業料（以下「授業料」という。）の未収金については、平成 30 年度決算で 429,300 円であったものが、令和元年度決算で 1,242,000 円と大幅に増加し、直近の令和 3 年度決算では 1,390,500 円と更に増加している。

平成 26 年度に開始された高等学校等就学支援金（以下「支援金」という。）制度が継続される中、実際に授業料を支払う支援金受給対象外の方は、経済的に負担能力が高い方が主であり、督促等の効果も期待できると考えられる。

負担の公平性の観点から、未収金解消に向け積極的に対処されたい。

措置内容

改善中

督促業務として、在籍中の生徒には自宅への電話連絡、クラス担任を通じての連絡、督促状を郵送し、納付の義務があることを伝え、卒業生については、定期的に自宅等へ訪問し授業料滞納について説明し納付するよう伝えております。

【令和 4 年度】（授業料滞納額：1,717,200 円）

（内訳）：当該年度：504,900 円 過年度：1,212,300 円

【令和 5 年度】（授業料滞納額：1,301,400 円）

（内訳）：当該年度：59,400 円 過年度：1,242,000 円

2 高等学校等就学支援金収納事務について

高等学校授業料（以下「授業料」という。）については、平成 26 年度に高等学校等就学支援金（以下「支援金」という。）制度が開始され、受給対象となった方の授業料については、大阪府を通じて交付される支援金を充てることとされている。

ところで、令和 2 年度に当課が設置されて以降、授業料に充てるべき支援金を誤って、歳入科目（款）府支出金に充てている。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
令和 5 年度以降において、支援金は授業料に充てております。 今後も授業料の振替処理については適正な事務処理を行い、また処理確認についても複数の職員で大阪府からの通知を確認し、歳計外現金として受けた段階で直ぐに振替処理を行ってまいります。

定期監査等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 古 川 聖 登

2. 通知を受けた日

令和 7 年 2 月 6 日

3. 監査結果に関する報告

令和 5 年 3 月 27 日監報第 14 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局 社会教育部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

社会教育課

公の施設の指定管理について

当課が所管する市民多目的センターについては、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 協定書において、管理経費は2期に分割して支払うと規定しているが、支払日を規定していないもの。
- (2) 月次報告書において、協定書で規定している事項が一部記載されていないもの。
- (3) 協定書において、会計年度の決算手続が完了した日から30日以内に決算関係書類を提出すると規定しているが、提出されていないもの。

措置内容

措置済

- (1) 管理経費の支払日について、令和5年度より「乙から適正な請求行為があった日から30日以内に乙の指定した口座に振り込むことにより支払うものとする。」の文言を協定書に記載しております。
- (2) 指定管理者に記載するよう指示し、令和6年3月分の月次報告書より改善いたしました。
- (3) 令和5年度より会計年度の決算手続完了30日以内に決算関係資料について提出頂いております。

<検討又は改善を要する事項>

長瀬青少年センター

給食調理業務等委託契約について

予定価格の公表については、行政管理部が作成した業務委託契約・リース契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性が確保できないと認められる場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当センターでは、起案に事前公表とする具体的な理由を記載しないまま、入札に際して予定価格を事前に公表しているものが見受けられた。

事前公表は公表された予定価格等が目安となることで競争が制限され、業者の積算努力が損なわれるという側面がある。これを踏まえ慎重に判断した上で、事前公表とする場合は説明責任を果たせるようにその理由を明らかにされたい。

措置内容

改善中

給食調理業務委託契約については、令和7年度に実施予定です。その際は、予定価格の事前公表は行わず、適切に事務を行っていくよう留意いたします。

<検討又は改善を要する事項>

荒本青少年運動広場

運動広場清掃業務委託契約について

当運動広場では、施設清掃業務について、業者と委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書において、労働関係法令の遵守について市に報告しなければならないと規定しているが、報告されていないもの。
- (2) 仕様書において、受注者は業務責任者を選任し、氏名、連絡先を記載した書類を提出すると規定しているが、提出されていないもの。
- (3) 仕様書に規定している業務実施日や業務時間と実態が異なっているもの。

措置内容

措置済

(1) 令和5年度より労働関係法令の遵守について市に報告させています。

(2) 令和5年度より業務責任者連絡先等を記入したものを提出させています。

(3) 令和6年度より業務実施日や業務時間については、仕様書にて統一し、契約締結にかかるその他資料や実際の業務もこれに基づくよう、委託事業者にも十分認識させたうえで、改善させていただきました。

<検討又は改善を要する事項>

社会教育センター

公の施設の指定管理について

当センターが所管する野外活動センターについては、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 野外活動センター条例第9条第2項及び第3項において、施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が同条例別表に定める額（附属設備については教育委員会が規則で定める額）の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て利用料金を定めること及び教育委員会はその旨を公告することと規定されているが、これらの手続が行われていないもの。
- (2) 野外活動センター条例施行規則第9条第1項第2号において、使用許可を受けた者が使用中止の届出をしたときに利用料金を還付できる額は、教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める額と規定されているが、承認手続が行われていないもの。
- (3) 施設のリニューアルに伴い、令和4年10月1日から休所しているが、仕様書等で休所中の管理業務の内容を規定しないまま、管理運営が行われているもの。
- (4) 協定書に基づき作成されている防犯・防災対策マニュアルについて、防犯に関して記載されていないもの。
- (5) 協定書において、再委託の禁止を規定しているが、再委託に伴う暴力団排除に関する条項を規定していないもの。
- (6) 協定書において、業務責任者を定め書面をもって通知すると規定しているが、通知されていないもの。
- (7) 月次事業報告書において、協定書で規定している事項が一部記載されていないもの。
- (8) 公募時の指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）において、自主事業の実施に係る取扱い等を示し、指定管理者から物販事業等3件の自主事業計画が提出されているが、仕様書に自主事業の実施について規定しておらず、募集要項で示している事業実施後の速やかな事業報告及び収支決算報告が提出されていないもの。
- (9) 協定書において、指定管理者が要した管理経費のうち修繕料の額（以下「決算額」という。）が、市から既に支払を受けている修繕料の額に満たないときは、指定管理者はその

差額を市に返還すると規定しているが、令和３年度の事業報告では、修繕料の当初予算額に対し、決算額がこれに満たず、差額が生じているにもかかわらず、当初予算額を減額補正したとして、差額が返還されていないもの。

措置内容

措置済

- (１) 令和５年４月に、野外活動センター条例第９条第２項及び第３項に規定する利用料金につきましては、指定管理者に対し承認通知を行うとともに、適正に公告を行いました。
- (２) ご指摘を踏まえ、利用料金に係る還付額につきましては、指定管理者に対し承認手続きを行いました。
- (３) ご指摘を踏まえ、野外活動センターのリニューアルに伴う休所期間中の業務につきましては、本市と指定管理者との間で覚書を適正に締結いたしました。
- (４) 令和５年１月に、指定管理者より「防犯マニュアル」を適切に受理いたしました。
- (５) 令和５年度の野外活動センターの管理に関する協定書第２４条に規定する再委託の禁止条項において、指定管理者が再委託する場合の「暴力団排除規定」を記載いたしました。
- (６) ご指摘を踏まえ、業務責任者の通知を適切に受理いたしました。
- (７) 利用料金の収入実績につきましては、指定管理者提出の月次事業報告書により報告を受けております。また、還付内容につきましては、発生した際には月次事業報告書により必ず報告するよう、令和７年１月に改めて指示しております。
- (８) 指定管理者が行う自主事業につきまして、「月次事業報告書」により月毎の事業報告及び売上の報告を受けるよう改めました。また、令和４年度の「事業報告書」にて、収支決算報告

の提出を適切に受理いたしました。

（９）前指定管理者と協議の上、修繕費の差額分について精算額の報告を受け、返還額については令和５年３月３０日に過年度精算金として収納いたしました。

また、精算額の報告により過年度精算金から減額していた、平成３１年１月の落雷によるコインシャワー損壊の修繕費に対し、前指定管理者が損害保険金を受領していたことが判明したため、新たに前指定管理者に損害保険金分を返還するよう請求し、令和６年３月１８日に過年度精算金として収納いたしました。